

点検商法に注意しましょう！

無料点検に応じたら…高額な排水管工事の勧誘だった。

【相談】

■「市から依頼されて下水管の点検をしている」と業者が突然訪問してきた。点検は無料というので依頼した。排水升の点検後、「汚れがたまっている。掃除をしたほうが良い」と言われ、必要なものかと思い、その場で契約した。

アドバイス

- ・無料で点検などと言って訪問し、点検後、消費者の不安をあおり、工事や清掃などの契約をせまるといったトラブルが発生しています。
- ・市では、依頼がない限り訪問したり、下水道の点検を業者に依頼することはありません。
- ・清掃等について支障が出た場合には、市の指定工事店などに相談し、料金を確認して実施するなど、安易な契約はしないようにしましょう。



健康食品「お試し」のつもりが定期購入に…

「初回実質0円」の広告を見て健康食品を注文したら、定期購入が条件だった。

【相談】

■お試し価格500円の健康食品を注文した。一度限りだと思ったのに2回目が届いた。からだに合わず解約を申し出たが、定期購入だとして拒否された。

アドバイス

- ・広告上には「お試し価格」「初回0円」「送料無料」などの表示が強調されています。商品が届いて、定期購入だった、2回目以降が通常価格だったと気付くケースが多くみられます。
- ・インターネット通販を始め通信販売では、クーリング・オフ制度がありません。
- ・商品を注文する前に「定期購入になっていないか」「定期購入期間内に解約が可能か」「解約の申し出先・方法」契約内容や解約条件についての確認をしましょう。

